

指定居宅介護支援事業所 とんぼ 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社とんぼが開設する居宅介護支援事業所 とんぼ（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 居宅介護支援事業所 とんぼ
- ② 所在地 かすみがうら市栄倉6150-143

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

主任介護支援専門員 3名

介護支援専門員 1名

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、8月13日から8月15日、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① サービス担当者会議の開催場所 利用者宅、やむを得ない場合はその他の場所でも可
- ② 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- ③ モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、かすみがうら市、土浦市、石岡市、阿見町とする。

その他の地域での問い合わせへは都度受付け、可能な限り実施していく。

(虐待防止・身体拘束防止について)

第8条 事業者は高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう支援するために、利用者の人権擁護・虐待防止等のために必要な措置を講じる。

- ① 国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待防止のための啓発活動および虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう求める。
- ② 家族等の擁護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報することとする。
- ③ 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的に開催するとともにその結果について、従業員に周知徹底を図る。
- ④ 虐待の防止のための指針を整備する。
- ⑤ 事業所において、従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
- ⑥ 上記措置を適切に実施するための担当者（管理者）を置く。

(事故発生時の対応)

第9条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年4回

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 介護支援専門員は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から掲示を求められたときはいつでも身分証を提示する

附 則

この規程は、令和7年9月1日から施行する。

居宅介護支援 重要事項説明書

居宅介護支援事業の提供について、厚生労働省令により、ご利用者にあらかじめ説明し、同意をいただくことが定められています。事業者がご利用者に説明すべき重要事項は下記の通りです。ご不明な点は、遠慮なくおたずねください。

1.法人の概要

法人種別 名称	株式会社 とんぼ
所在地	〒300-0121 茨城県かすみがうら市穴倉6150-143
代表者	米山 昌也
設立日	2019年8月23日

2.事業所の概要

事業所名	居宅介護支援事業所 とんぼ
指定番号	第 0873000426 号
所在地	〒300-0121 茨城県かすみがうら市穴倉6150-143
連絡先	電話番号 : 029-846-4738 FAX番号: 029-846-4739
営業日・営業時間	月曜日～金曜日 8:30～17:30 ※土曜日、日曜日、祝日、8月13日～8月15日、 12月29日～1月3日は休業 ※休日電話対応可
開設日	2019年12月28日
管理者	米山 昌也
実施地域	かすみがうら市、土浦市、石岡市、阿見町 ※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

3.当法人のあわせて実施する事業

種 類	事業所名	事業所指定番号
居宅介護支援	居宅介護支援事業所 とんぼ みほ	第 0873801583 号

4.事業所の職員体制

職 種	職 務	人 員 数
管理者	事務所管理全般及び 介護支援業務の兼務	1名
主任介護支援専門員 (主任ケアマネジャー)	介護支援業務	3名
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	介護支援業務	1名

5.事業の目的と運営方針

事業の目的	ご利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、支援計画を作成し、各種サービス提供機関との連絡調整などを行います。
運営方針	①ご利用者の心身状況や、環境等に応じて、ご利用者の選択に基づき、適切なサービスが提供されるよう配慮して行います。 ②ご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者の立場に立って公正・中立に行います。 ③市町村・居宅介護支援センター・その他保健・医療機関と密接に連携します。

6.支援の内容と提供方法

①「居宅サービス計画(ケアプラン)」の作成(変更)・交付 ア.ご自宅を訪問し、ご利用者やご家族からお話を伺います。 イ.ご利用者の了解を得て、主治医の方に意見をお尋ねすることがあります。 ウ.介護支援専門員を中心にサービス担当者会議等を開いて検討します。 エ.サービス計画の内容、利用料、保険の適用等を説明し、了解を得ます。
② 関連事業所との連絡調整・情報提供
③ サービスの実施状況の把握・評価(モニタリング・月1回以上の訪問)
④ 利用者状況の把握
⑤ 給付管理票の作成・提出
⑥ 要介護(要支援)認定の申請や変更に対する協力・援助
⑦ 相談業務・苦情窓口

7.利用料について

介護保険法の規定に基づき、原則としてご利用者には利用料を請求しません。

居宅介護支援に関する利用料金等について、法律の規定に基づき介護給付体系の変更があった場合には、当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

詳細については、(17.居宅介護支援サービス利用料金表)をご参照ください。

8.入院時における医療と介護の連携

利用者は、体調や容体の急変等により病院や診療所に入院する必要がある場合は、担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)の氏名及び連絡先を当該病院等にお伝えしていただくとともに、必要な措置を講じるためにも担当ケアマネジャーへのできる限り速やかな連絡をお願いします。

9.緊急時及び事故発生時の対応

- ① ご利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかにご利用者の家族、関係市町村、支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- ② 事故の内容や経過を検討し、その原因を究明し、再発防止の対策を講じるとともに再発防止に努めます。

10.サービスの利用にあたっての留意事項

- ・介護支援業務の範囲を超えたサービス提供(金銭や貴重品等の預かり等)は行うことができませんのでご了承ください。また、贈り物や飲食物等の提供はお断りいたします。
- ・事業者は、契約者が以下の事項に該当し、改善のお願いをお聞き入れいただけない場合、本契約を解除させていただく場合があります。

介護支援専門員及び事業者の職員に対する故意または重大な過失。

暴言・暴力・いやがらせ、誹謗中傷等の迷惑行為や飲酒に伴う同等行為。

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の行為。

営利行為や宗教の勧誘、特定の政治活動、著しい不信行為。

11.感染症対策・衛生管理等

① 職員の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
③ 感染症対策のために必要な措置(委員会の開催、指針整備等)をします。
④ 事業所において感染症が発生、又はまん延しないよう必要な措置を講じ研修及び訓練を随時実施し標準予防策(スタンダードプリコーション)の遵守。

12.虐待の防止・身体拘束廃止

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止のために必要な措置(委員会の開催、指針整備等)をします。

②虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者:管理者 米山昌也

③身体拘束廃止に向けた取り組みの指針を整備します。

④利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は記録をする。

⑤成年後見人制度の利用を支援します。

⑥苦情解決体制を整備します。

⑦従業員に対して、虐待防止、身体拘束廃止を啓発・普及するための研修を実施します。

⑧サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13.業務継続計画(BCP)の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開する為の計画を策定し、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護支援の継続的な実施の為の必要な措置(委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シュミレーション)等)をします。

14.身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から掲示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

15. 苦情申し立て・相談窓口

当事業所の支援内容についての苦情や相談を承ります。担当の介護支援専門員、もしくは管理者、その他以下の窓口までお気軽にお申し出ください。

相談窓口	利用方法
【事業所の窓口】 居宅介護支援事業所 とんぼ 管理者: 米山 昌也	所在地: かすみがうら市栄倉6150-143 電話: 029-846-4738 FAX: 029-846-4739 受付時間: 8時30分～17時30分
【市町村の窓口】 かすみがうら市 市民窓口センター中央庁舎 介護長寿課	所在地: かすみがうら市下稻吉2633番地19 電話: 0299-59-2111 受付時間: 8時30分～17時15分
【公的団体の窓口】 茨城県国民健康保険団体連合会 (介護保険課/苦情相談窓口)	所在地: 水戸市笠原町978-26 電話: 029-301-1565 受付時間: 9時00分～17時00分

16. 守秘義務及び個人情報の取り扱いと使用同意事項

- ・(守秘義務について)事業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者及びその家族に関する情報を漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も継続します。
- ・(個人情報の使用について)事業者は、円滑なサービス提供を行うため、必要最小限の範囲内で使用し、その取り扱いについて万全の体制で取り組みます。
- ・事業者は、利用者及びその家族の同意を得ない限り利用者の個人情報を用いることはありません。なお、使用同意事項については以下の通りです。

居宅介護支援契約における個人情報の使用同意事項

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

【使用目的】

事業者は、介護保険法令に従い、居宅介護支援サービスを円滑に実施するため、利用者及びその家族の個人情報、その他特に必要な情報についても、あらかじめ同意を得てまた、情報提供の際にも関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。

1. 事業所内での使用目的

- (1) 個人情報を使用した会議(サービス担当者会議等)
- (2) 介護保険事務
- (3) 社内での管理・運営業務
(サービスの開始中止の管理/会計・経理業務/事故の報告)

2. 他事業所や外部機関への情報提供を伴う使用目的

- (1) 利用者へ提供する介護サービス(他事業所等)や医療機関との連携
・サービス担当者会議等や照会への回答/・ご家族への心身の状況説明
- (2) その他の業務委託先(納入委託業者等)との連携
- (3) 介護保険事務
- (4) 厚生労働省への情報提供(LIFE)

17.居宅介護支援サービス 利用料金表

(令和6年4月1日現在)

□利用料について

介護保険法の規定に基づき、原則としてご利用者には利用料を請求しません。

ただし、ご利用者の被保険者証に支払方法変更の記載(「保険料を滞納しているため、サービス償還払いとする」旨の記載)があったときは、1ヶ月につき厚生労働省の定めた下記の金額をいただきます。この場合、当事業所でサービス提供証明書を発行しますので、後日、この証明書をご利用者が住民登録してある市町村の窓口に提出して、払い戻しを受けてください。

事業者の提供する居宅介護支援に関するサービス利用料金について、法律の規定に基づき、介護給付体系の変更があった場合には、当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

(令和6年4月1日の介護報酬改定により、居宅介護支援費が変更となりました。)

居宅介護支援費	基本料
要介護1・2	1,086 単位(10,860円)/1ヶ月
要介護3・4・5	1,411 単位(14,110 円)/1ヶ月
その他加算	
初回加算	300 単位(3,000円)/月
特定事業所加算Ⅰ	519 単位(5,190円)/月
特定事業所加算Ⅱ	421 単位(4,210円)/月
特定事業所加算Ⅲ	323 単位(3,230円)/月
特定事業所医療介護連携加算	125 単位(1,250円)/月
特定事業所加算A	114 単位(1,140円)/月
通院時情報連携加算	50 単位 (500円)/月
入院時情報連携加算Ⅰ	250 単位(2,500円)/月
入院時情報連携加算Ⅱ	200 単位(2,000円)/月
退院・退所加算Ⅰ 1	450 単位(4,500円)/回 入院中1回
退院・退所加算Ⅰ 2	600 単位(6,000円)/回 入院中1回
退院・退所加算Ⅱ 1	600 単位(6,000円)/回 入院中1回
退院・退所加算Ⅱ 2	750 単位(7,500円)/回 入院中1回
退院・退所加算Ⅲ	900 単位(9,000円)/回 入院中1回
緊急時等 居宅カンファレンス加算	200 単位(2,000円)/月2回
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位(4,000円)/月

□交通費 サービス提供実施地域にお住まいの方は無料です。

上記以外の地域にお住まいの方は、交通費実費が必要な場合があります。

□その他 要介護(要支援)認定調査等の申請に関してはご相談ください。

西暦 年 月 日

本書面に基づき、重要事項と個人情報の利用についての説明を行いました。

法人：株式会社 とんぼ

事業所：居宅介護支援事業所 とんぼ

所在地：〒300-0121 茨城県かすみがうら市穴倉6150-143

代表者：米山 昌也 ⑩

説明者(担当ケアマネジャー)氏名： ⑩

本書面に基づき、重要事項と個人情報の利用についての説明を受け、内容に同意・確認いたしました。

(利用者)

氏 名 ⑩

住 所 〒 —

連絡先 — —

(利用者家族代表)

氏 名 ⑩ 続柄

住 所 〒 —

連絡先 — —

(代筆者を選定した場合)

代筆者氏名 ⑩ 続柄

代筆者住所 〒 —

連絡先 — —